

(広報資料)

平成29年5月29日



京都市保健福祉局
〔医療衛生推進室医務衛生課〕
TEL 222-4271

災害時における動物救護活動に関する協定の締結について

京都市内で災害が発生した際には、飼い主と共にペットが避難所等に避難してきたり、飼い主とはぐれたペットを京都動物愛護センター（以下「センター」という。）に収容すること等が想定されます。

センター及びセンター併設の公益社団法人京都市獣医師会（以下、「獣医師会」という。）が運営する京都夜間動物救急センターの開設から3年目を迎えるに当たり、京都市と獣医師会は、動物の救護活動に係る一層の連携強化を図るため、災害時における動物救護活動に関する協定を締結したことをお知らせします。

記

1 協定の相手方

名称：公益社団法人京都市獣医師会
会長 森 尚志

所在地：京都市南区上鳥羽仏現寺町1-1 京都動物愛護センター内

2 協定書の主な内容

- (1) センターに収容された動物又は飼い主と共に避難所等に避難した動物に対する応急手当
 - (2) 飼い主からの動物に関する健康相談
 - (3) 獣医師会の会員動物病院による施設、設備及び物資の供給
 - (4) 避難訓練への参加
- など

3 今後の予定

時期	内容
平成29年5月25日	災害時における動物救護活動に関する基本協定の締結
9月2日	京都市総合防災訓練における訓練等の実施